

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の概要

当市は神奈川県中央に位置し、西の大山を境に秦野市、西北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接している。

土地の形状は、相模川の右岸に開けた扇状の地形で、丹沢山麓に連なる北西部の丘陵地帯と、そこから南東に緩やかに開けた平野部からなる変化に富んだ地形を有している。



人口は、昭和30年代前半まで、5万人に満たないレベルであった。昭和30年代後半から急激な人口の増加が始まり、昭和50年代には、10万人を超え、平成7年には20万人を超え、人口は令和4年10月1日現在224,095人となっている。

(2) 地域の自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症等のリスク

【洪水・浸水・内水・土砂災害：ハザードマップ **別図1** ～ **別図5**】

ア 洪水・浸水

市域における主要河川は、相模川、中津川、小鮎川の3河川である。このほか、玉川、恩曾川、荻野川など、市内には、9つの河川が存在し、水害被害のリスクは高い。

人口増加にともない土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の低下にともない都市型水害が増加している。また、全国的には、集中豪雨が増加している状況があり、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水により、地下街やビルの地下施設等の地下空間などに大きな被害が生じている。

また、ハザードマップによると当所が立地する市街地地域において、0.5m～3m未満の浸水が予想されているほか、一部の市街地では3.0m～5.0m未満の浸水が予想されており、河川近傍においては、最大で5m以上の浸水被害が予想されている。

想定最大規模降雨による浸水想定では、市内の約50%の部分が0.5m～3m未満の浸水想定区域に入り、河川近傍では5m～10mの浸水想定区域の場所がある。

イ 内水

内水は、排水施設の能力を越える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水で、ハザードマップによると、市内の大部分が0cm～20cmの想定浸水深に入り、一部の市街地では20cm～50cmの想定浸水深が予想されている。

ウ 土砂災害

集中豪雨や台風に伴う豪雨等により、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域は、ハザードマップによると、山裾近くで320箇所ほどの土砂災害警戒区域が指定されている。(急傾斜地245箇所、土石流75箇所)

【地震】

本市が大きな影響を受けると予想されている地震は、①都心南部直下地震、②東海地震、③南海トラフ巨大地震、④大正型関東地震の4つとなっている。

■ 県被害想定調査で想定した地震のうち、市に影響の大きい地震

No.	想定地震名	モーメント マグニチュード (M)	30年以 内の発生 確率	地震のタイプ
1	都心南部直下地震	7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。国が防災対策の主眼を置く地震。
2	東海地震	8.0	70%	駿河トラフを震源域とする地震。当市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されている。
3	南海トラフ巨大地震	9.0	70%	南海トラフを震源域とする地震。当市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
4	大正型関東地震	8.2	0~5%	相模トラフを震源域とする地震。国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。

出展：厚木市地域防災計画

■ 当市に大きな被害をもたらすと予想される以下の2つの地震について

〈都心南部直下地震〉

- ・市内においては、震度5強～6強の揺れになると想定される。
- ・市内の中央部から南部の広い範囲で液状化の危険が想定される。
- ・建物の被害は、市内で全壊棟数が2,370棟、半壊棟数が9,180棟と想定される。
- ・市内での人的被害は、死者110人、重症者110人と想定される。
- ・地震直後には、鉄道被害等の影響で不通となるため、市全体での帰宅困難者は27,870人に達すると想定される。

〈南海トラフ巨大地震〉

- ・市内においては、震度4～5強の揺れになると想定される。
- ・市内の中央部から南部の広い範囲で液状化の危険が想定される。
- ・建物の被害は、市内で全壊棟数が10棟、半壊棟数が120棟と想定される。
- ・市内での人的被害は、死者0人、負傷者110人と想定される。
- ・地震直後には、鉄道の安全点検等の影響等で一時的な帰宅困難者が27,870人発生すると想定される。

■厚木市被害想定結果一覧（抜粋）

項目		想定地震	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	
モーメントマグニチュード			7.3	8.0	9.0	8.2	
被害 想定 結果	人的 被害※1	死者数 (人)	110	0	*	640	
		負傷者数 (人)	2,840	50	110	7,990	
		うち重傷者数 (人)	110	*	*	510	
	建物 被害※2	全壊棟数 (棟)	2,370	10	10	13,600	
		半壊棟数 (棟)	9,180	80	120	14,340	
	火災 被害	出火件数 (棟)	10	0	0	50	
		焼失棟数 (棟)	910	0	0	2,390	
	自力脱出困難者数		(人)	150	0	0	1,570
	災害時要 配慮者	避難者 数	75歳以上の 高齢者 (人)	1,770	10	20	6,620
			要介護3以上 (人)	530	*	*	1,990
	エレベーター停止台数		(台)	80	0	10	80
	ライフ ライン	電力	停電軒数 (軒)	151,650	50	50	151,650
		都市ガス	供給停止件数 (戸)	34,090	0	0	34,090
		L P ガス	ボンベ被害数 (本)	580	0	0	760
		上水道	断水人口(直後) (人)	37,910	10	20	129,350
		下水道	機能支障人口 (人)	8,700	2,130	2,690	18,950
		通信	不通回線数 (回線)	82,290	30	30	82,750
	避難者数	1日後 (人)	26,080	200	280	97,340	
		1ヵ月後 (人)	23,150	200	280	69,380	
	帰宅困難 者数	直後 (人)	27,870	27,870	27,870	27,870	
2日後 (人)		0	0	0	27,870		
災害廃棄物量		(万トン)	77	*	1	290	
経済被害	直接被害 (億円)	5,380	50	80	16,610		

※ *：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入(交通被害を除く。)しているため、合計は合わないことがある。

※1 概ね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

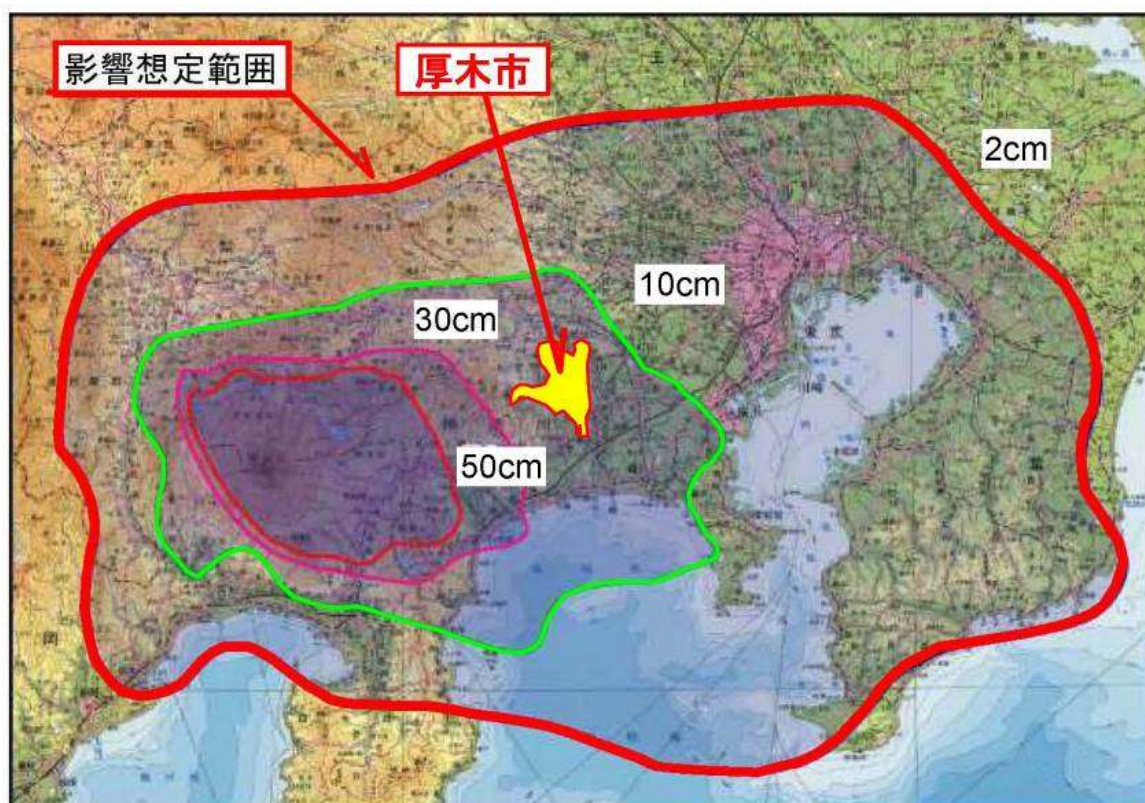
※2 建物被害：「重複を考慮」の値

出展：厚木市地域防災計画

【火山】

当市域は火山に隣接してはいないが、富士山や箱根火山等、過去に本市西方諸火山が噴火した時に堆積した火山灰層が確認されていることもあり、富士山が大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定されている。

■降灰可能性マップ



出典：「富士山火山広域避難計画」富士山火山防災対策協議会(平成 30 年 3 月)

【新型インフルエンザ等感染症のリスク】

2020 年世界的に流行した新型コロナウイルスは、粒子の外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持ち、自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えていく。ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず、表面に付着するだけである。物の表面に付いたウイルスは時間が経てば壊れてしまうが、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力を持つとされる。

■新型コロナウイルスの主な感染の仕方

※飛沫感染：感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人があるウイルスを口や鼻から吸い込み感染する。

※接触感染：くしゃみや咳を押さえたその手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がある物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。

ア 人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型インフルエンザ等感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に渡り、影響の予測は極めて困難となる。

イ 代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害のように被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に渡り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

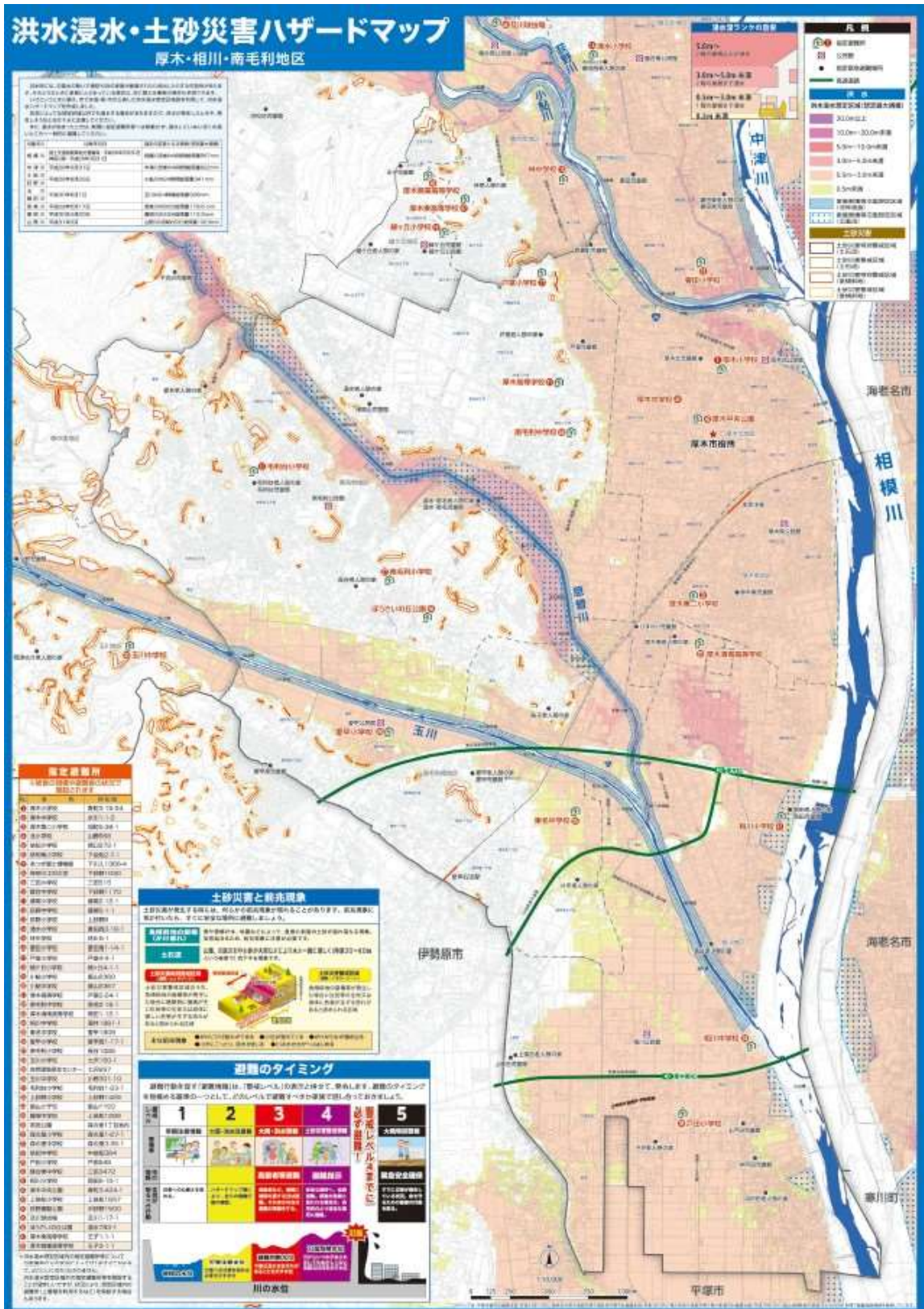
ウ 資金繰りに関する影響

新型インフルエンザ等感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に渡る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）が中心となる。新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に渡るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

エ 風評被害

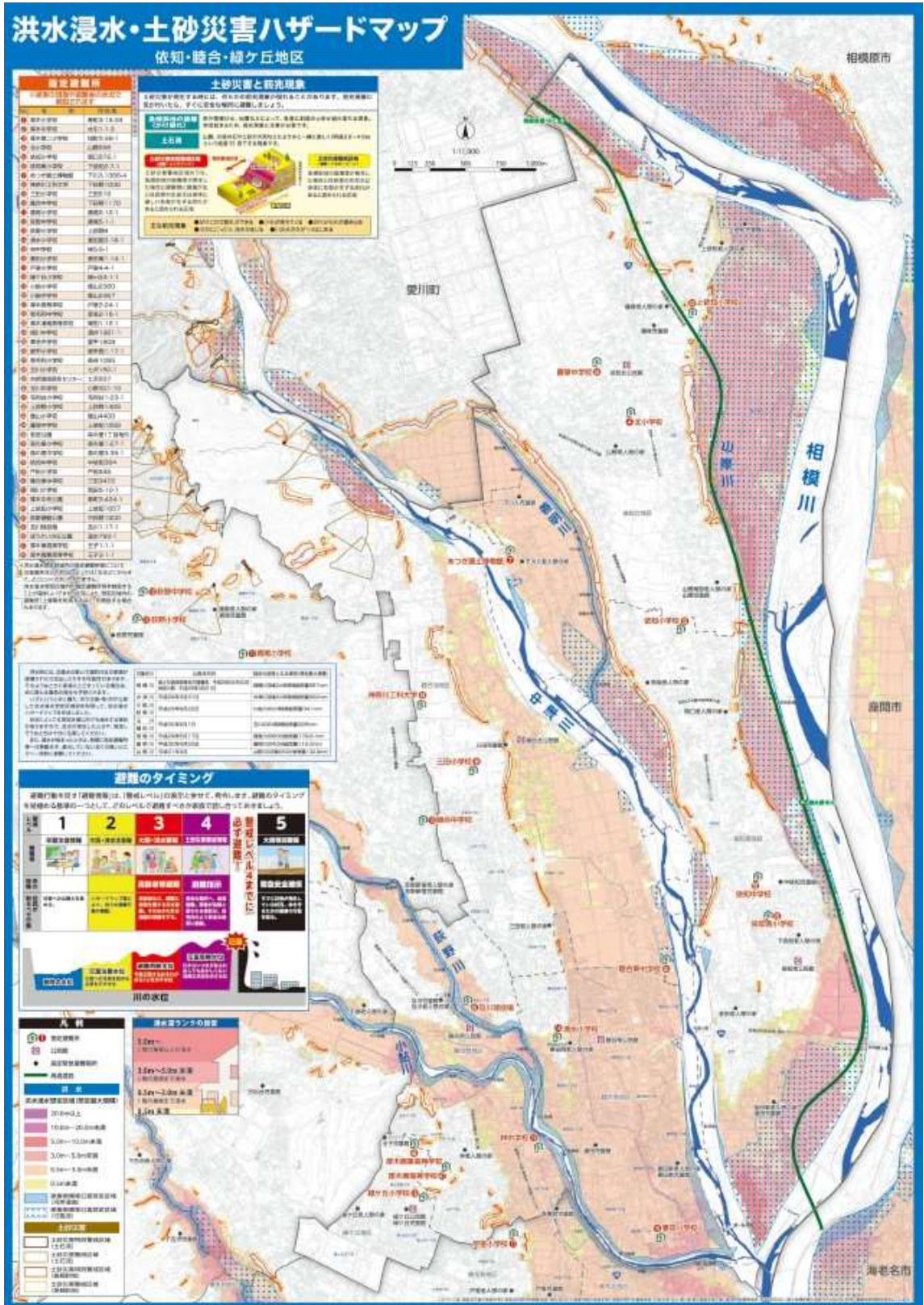
職場において感染者が発生した場合、この事実を公表するとともに自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

■洪水浸水・土砂災害ハザードマップ（厚木・相川・南毛利地区）



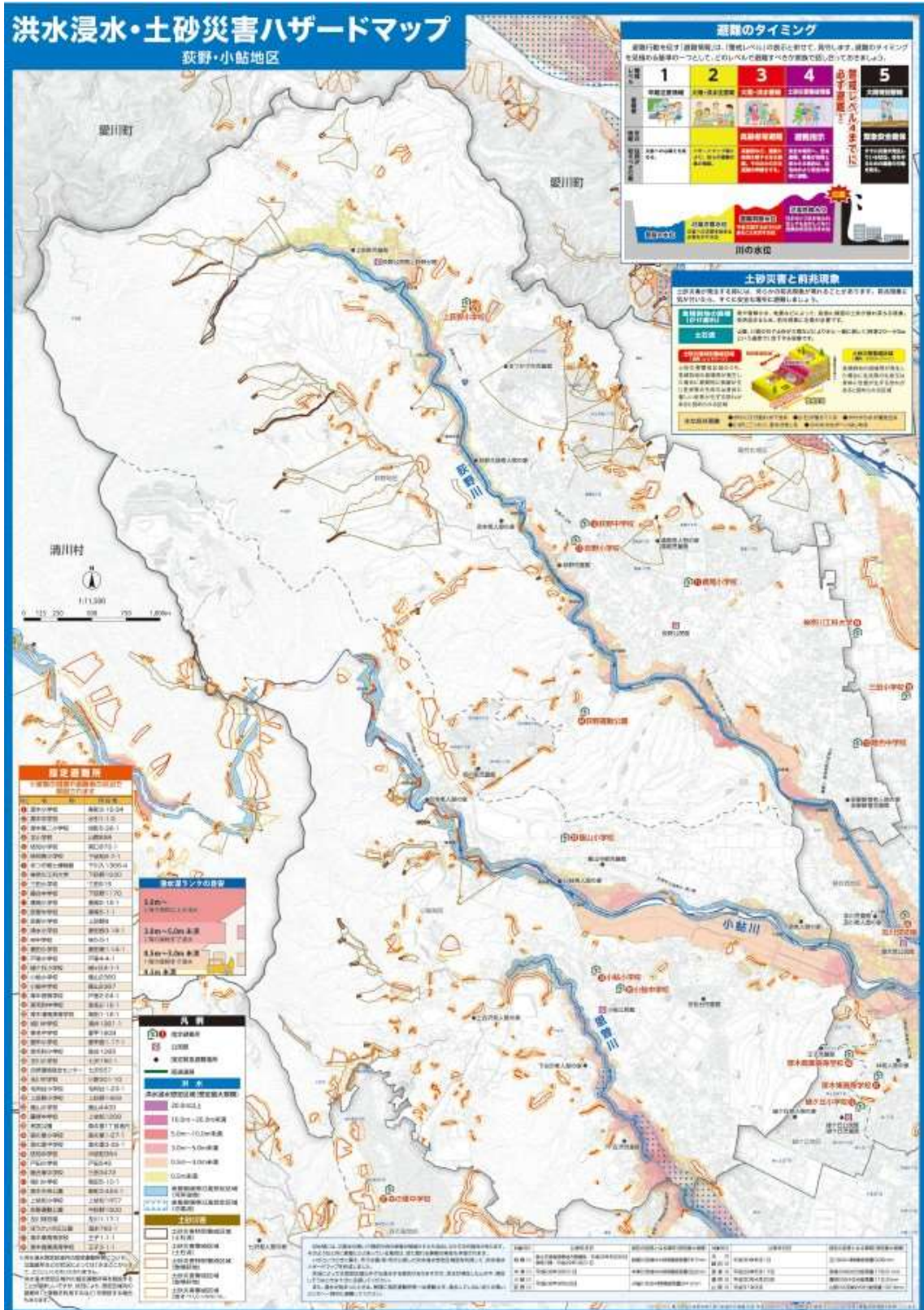
出典：厚木市オールハザードマップ

■洪水浸水・土砂災害ハザードマップ（依知・睦合・緑ヶ丘地区）



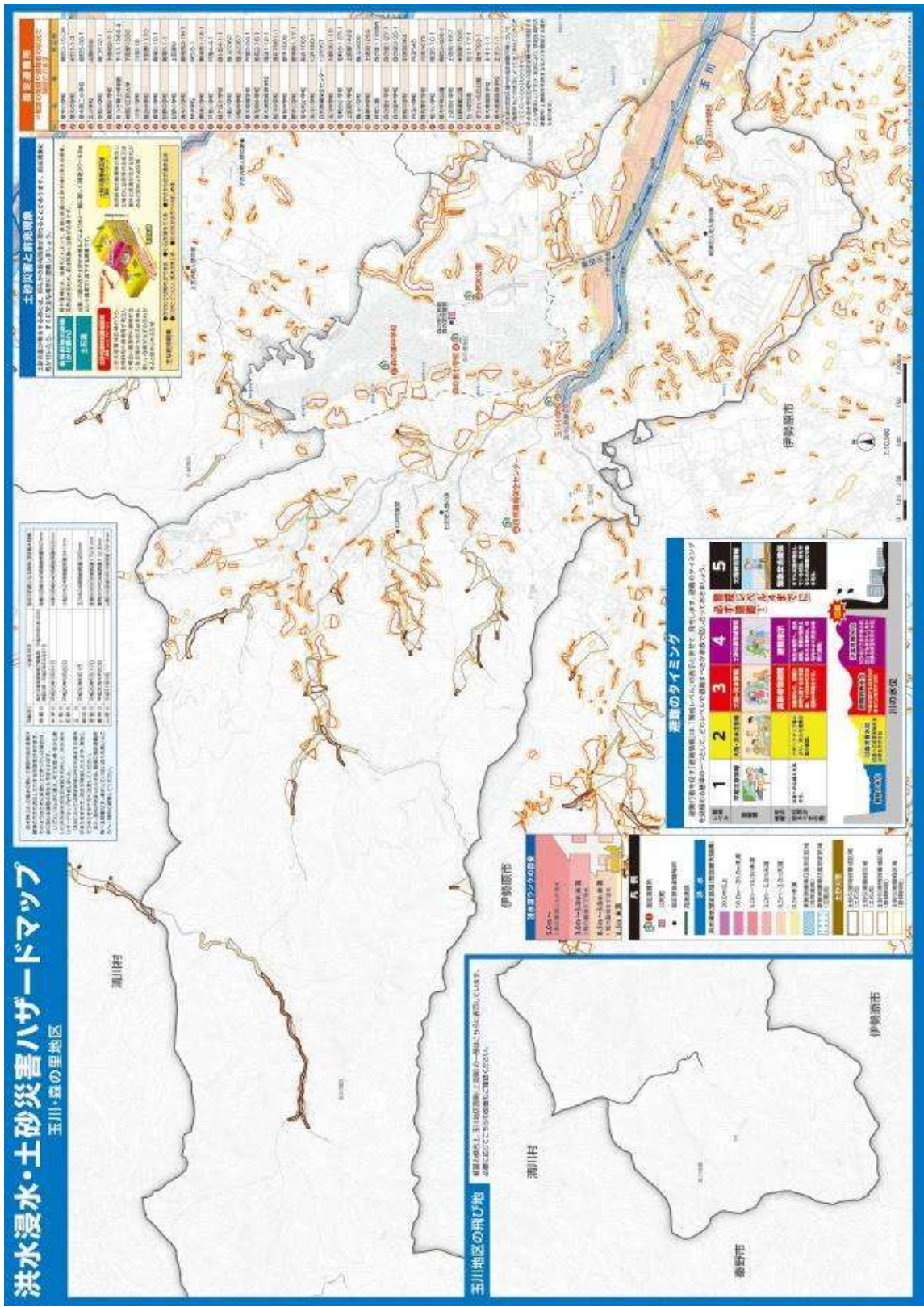
出典：厚木市オールハザードマップ

■洪水浸水・土砂災害ハザードマップ（荻野・小鮎地区）



出典：厚木市オールハザードマップ

■洪水浸水・土砂災害ハザードマップ（玉川・森の里地区）



出典：厚木市オールハザードマップ

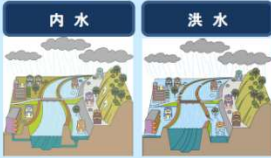
厚木市内水(浸水)ハザードマップ

内水(浸水)ハザードマップ

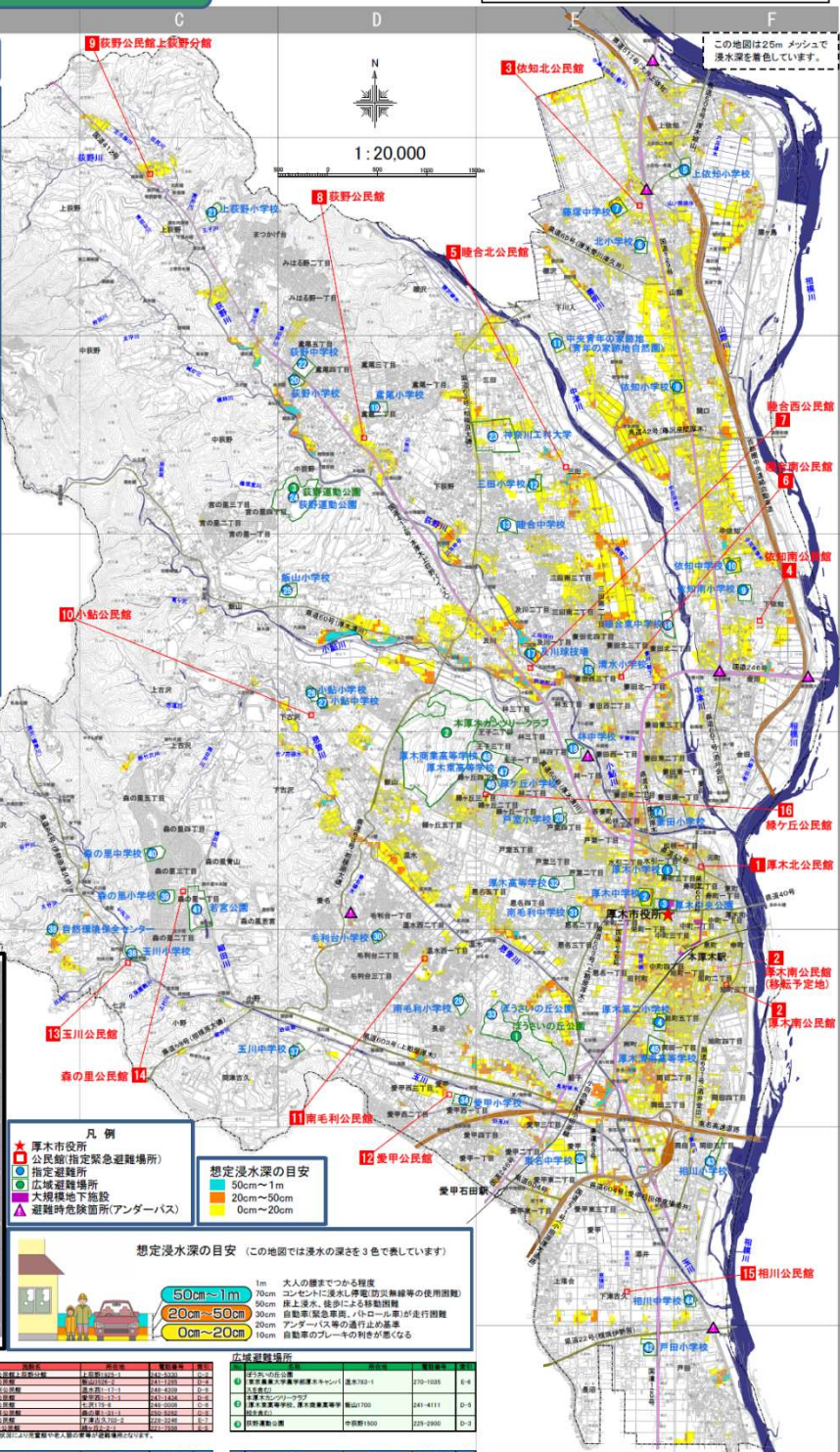
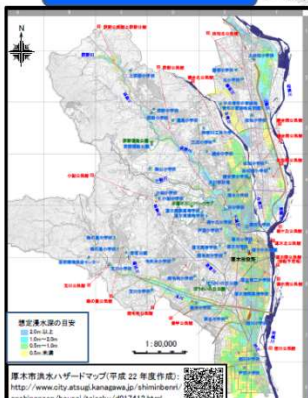
このマップは、厚木市内で過去に記録した平成25年4月6日降雨(1時間当たり最大雨量65mm/hr)があった場合の浸水想定区域を示しています。
局地的に激しい雨が降った場合や、土地利用に変化があった場合など、状況によって浸水想定区域外でも浸水が発生する可能性がありますので注意してください。
なお、このマップは、平成27年4月1日時点で整備済の施設を基に作成したものです。

内水と洪水の違い

内水は、排水施設の能力を越える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水をいいます。
一方、洪水は、河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水をいいます。
こうした被害を浸水被害ともいいます。



洪水ハザードマップ



凡例

- 厚木市役所
- 公民館(指定緊急避難場所)
- 指定避難所
- 広域避難場所
- 大規模地下施設
- 避難時危険箇所(アンダーパス)

想定浸水深の目安

- 50cm~1m
- 20cm~50cm
- 0cm~20cm

想定浸水深の目安 (この地図では浸水の深さを3色で表しています)

- 1m 大人の膝までから程度
- 20cm コンセントに浸水し停電(防災無線等の使用困難)
- 50cm 路上歩行、後方にいる移動困難
- 20cm 自動車(緊急車両、V/U-ローラー)が走行困難
- 0cm アンダーパス等の通行止め基準
- 10cm 自動車のブレーキの利きが悪くなる

指定緊急避難場所

指定緊急避難場所	住所	面積	備考
1	厚木市役所	1,073-1,014	E-5
2	厚木市公民館	294-2,069	E-5
3	厚木市立小学校	205-1,063	E-2
4	厚木市立中学校	205-2,069	E-2
5	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
6	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
7	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
8	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
9	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
10	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
11	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
12	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
13	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
14	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
15	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
16	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
17	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
18	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
19	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
20	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
21	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
22	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
23	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
24	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
25	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
26	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
27	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
28	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
29	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
30	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
31	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
32	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
33	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
34	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
35	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
36	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
37	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
38	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
39	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
40	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
41	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
42	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
43	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
44	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
45	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
46	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
47	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
48	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
49	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
50	厚木市立中学校	249-2,069	E-2

指定避難所

指定避難所	住所	面積	備考
1	厚木市立小学校	205-1,063	E-2
2	厚木市立中学校	205-2,069	E-2
3	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
4	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
5	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
6	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
7	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
8	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
9	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
10	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
11	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
12	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
13	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
14	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
15	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
16	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
17	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
18	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
19	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
20	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
21	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
22	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
23	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
24	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
25	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
26	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
27	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
28	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
29	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
30	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
31	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
32	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
33	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
34	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
35	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
36	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
37	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
38	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
39	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
40	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
41	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
42	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
43	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
44	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
45	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
46	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
47	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
48	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
49	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
50	厚木市立中学校	249-2,069	E-2

広域避難場所

広域避難場所	住所	面積	備考
1	厚木市立小学校	205-1,063	E-2
2	厚木市立中学校	205-2,069	E-2
3	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
4	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
5	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
6	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
7	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
8	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
9	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
10	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
11	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
12	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
13	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
14	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
15	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
16	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
17	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
18	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
19	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
20	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
21	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
22	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
23	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
24	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
25	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
26	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
27	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
28	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
29	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
30	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
31	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
32	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
33	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
34	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
35	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
36	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
37	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
38	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
39	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
40	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
41	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
42	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
43	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
44	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
45	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
46	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
47	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
48	厚木市立中学校	249-2,069	E-2
49	厚木市立小学校	249-1,010	E-2
50	厚木市立中学校	249-2,069	E-2

出典：厚木市内水(浸水)ハザードマップ

(3) 商工業者の状況（経済センサス：平成 28 年度）

経済センサスに基づく厚木市域の商工業者数は、次のとおりとなっている。

- 商工業者数 10,245
- 小規模事業者数 8,130

〈業種別事業所数：平成 28 年 6 月 1 日現在〉

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製造業	697	509	市内各所に分布
建設業	975	922	市内各所に分布
卸・小売業	2,236	1,909	市内各所に分布しているが、特に中心部に多い
宿泊・飲食サービス業	3,526	2,406	中心部に多い
生活関連サービス業・娯楽業	2,811	2,384	市内各所に分布
合計	10,245	8,130	

(4) これまでの取組

ア 厚木市の取組

市では、市防災会議が災害対策基本法第 42 条の規定に基づき地震災害対策及び風水害等に関する計画として厚木市地域防災計画を策定している。

近年、大型台風や局地的集中豪雨などの異常気象、都心南部直下地震や南海トラフ地震などの巨大地震などの発生が危惧される中、これまで各地で起こった大規模災害の教訓を踏まえ、被害を最小限に抑えることはできるという観点から、あらゆる角度から検証することで災害への備えを充実し、市民の不安軽減と減災を目的に、必要に応じ改定を行っている。

- ・地域防災計画の改定に係る意見交換会
- ・防災ポケットブックの作成・配布
- ・洪水浸水ハザードマップの作成・公表
- ・内水（浸水）ハザードマップの作製・公表
- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表
- ・防災気象情報メールの配信
- ・防災行政無線放送のテレフォンサービスの開始

イ 当所の取組

当所の施設は会議所の事務室のほか、貸会議室やテナントの入居もあるため、法令に基づく防災訓練を実施している。また、厚木市が作成する国土強靱化地域計画や地域防災計画を踏まえ、日本商工会議所の事業継続計画に準じた形で当所の事業継続計画を作成している。

なお、事業としては、事業者 BCP に関する国の施策の周知や事業継続計画に係るセミナーなどを開催している。

II 課題

現状においては、緊急時の取組について漠然とした記載に留まり、協力体制の重要性についての具体的体制やマニュアル等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不足している。

このため、現在の事務局体制等に照らしながら、様々な自然災害に加え、新たな脅威となった新型インフルエンザ等感染症に備える事前対策として、次の項目に対しての実効性ある対策を検討する必要がある。

(1) 自然災害発生時の事前対策

- 発災の各警戒レベルに応じた職員の行動基準
- 発災時に速やかに行うべき避難の手順、けが人の救護活動の手順と役割
- けが人を収容する応急救護場所の確保
- 災害対策本部の立ち上げ基準（本部長を行う者、事務局とその役割等）
- 役職員及びその家族の安否確認のフロー化
- 事務所の被害状況の確認及び二次災害防止の対応策
- 管内商工業者の被害状況確認のフロー化 その他

(2) 新型インフルエンザ等感染症の事前対策

- 新型インフルエンザ等感染症対策担当者の設置
- 国、神奈川県、当市及び近隣自治体の感染者情報等の把握
- 感染症拡大の状況に応じた職員の行動基準
- 感染予防用品の備蓄・配置基準
- 感染症拡大の状況に応じた執務体制（就業の取扱い、事務所内の感染予防措置等）
- 諸会議等の開催基準
- 職員、またはその家族の感染疑いが確認された時の対応 その他

(3) 新型インフルエンザ等感染者の発生が確認された場合の対応手順

- 感染が疑われる職員がでた場合に備えて出勤を控える規則の作成
- 職員は出勤時にマスクを着用する義務付け
- 出社時の石鹸による手洗とアルコール消毒の徹底を励行
- 出社時の検温の実施と健康状態の聞き取りの実施
- 来訪者には事前のアポイント取りとマスク着用協力を依頼

III 目標

【事業継続力の強化に向けて】

(1) 自然災害

- ア 地域内小規模事業者に対し巡回指導時にハザードマップ等を活用して災害リスクを認識させる。
- イ 事前対策や発災時対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定事業者や事業継続計画（BCP）の策定事業者の拡大を図る。
- ウ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

(2) 新型インフルエンザ等感染症

- ア 新型インフルエンザ等感染症のリスクを認識させる。

- イ 新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ウ 公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- エ 新型インフルエンザ等感染症事業継続計画（BCP）の策定事業者の拡大を図る。

【発災・感染症発生時の被害状況の把握や応急復旧活動に向けて】

- ア 発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、当所組織内における体制を構築する。
- イ 発災時に関係機関（厚木市、神奈川県商工会議所連合会等）との情報連絡をする。
- ウ 事業継続力強化支援計画策定のため厚木市と協議をし、災害時及び新型インフルエンザ等感染症発生時における市内事業者への対応について検討する。
- エ 事前対策や初動対応への適切な助言等が行えるよう、法定経営指導員が中心的な役割を担いながら、経営指導員を始めとする職員の支援能力向上に取り組む。
- オ 小規模事業者の多様なニーズや経営課題への対応が図られるよう、支援人材の発掘と円滑な支援体制の強化に取り組む。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに神奈川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日～令和10年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当所と厚木市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

ア 危機発生に備えた準備

- （ア）当所の事務局機能の復旧が速やかにできるよう体制を整える。
- （イ）厚木市との非常時情報連絡に関する打ち合わせを定例的に行う。
- （ウ）厚木市との間で「危機発生に備えた連絡体制」を早急に確立する。
- （エ）支援計画との整合性を図り、発災時に迅速な応急対策が取れる体制を整える。

イ 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知

- （ア）巡回経営指導時に厚木市ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場の自然災害等のリスクと事業継続に対する影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- （イ）当所の会報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- （ウ）小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定支援を行う。
- （エ）新型インフルエンザ等感染症のリスクの認識を高める。
- （オ）新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。
- （カ）発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用等）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- （キ）事業継続の取組みに関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

ウ 当所自身の事業継続計画の作成

当所は令和5年3月に「事業継続計画」を策定した。

エ 新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響は自然災害とは異なるため、当所の機能を維持できるよう新型インフルエンザ等感染症の対策を含めた事業継続計画を作成中である。

【新型インフルエンザ等感染症対策事業継続計画の内容想定】

- 当所の「優先する業務」を特定する。
- 職員出勤数の低下に備え、当所の全ての業務の中から「縮小又は休止する業務」を特定する。
- 出勤数低下に合わせ「縮小又は休止する業務」から「優先する業務」へ職員を異動する。
- 事業継続に必要な経営資源（職員、職員の給与など固定費）を特定する。

- 事務所にウイルスが侵入することを防ぐ手順を実施する。
- 来訪者管理手順（事前予約制等）を発動し、業務への影響を最小限に留める。
- 職員の集団感染に備えてグループ分けを行い、出勤日の調整等を実施する。
- 体調の優れない職員が無理して出勤しなくてもよい等の仕組（休暇制度）を実施する。
- 多くの人が出席する会議を延期又は書面決議とする。
- 人が密集する交通手段を利用した出張は禁止とする。
- 職場のレイアウトを見直し、ソーシャルディスタンスを確保する。
- テレワークを実施する。 etc.

オ 関係団体（事業者）との連携

- （ア）連携する損保会社や神奈川県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- （イ）関係機関への普及啓発ポスターの掲示や、セミナー等の共催を依頼する。

カ 事業者 BCP 策定のフォローアップ

- （ア）小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を行う。
- （イ）当所及び厚木市の担当部署間で状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

キ 当該計画に係る訓練の実施

- （ア）自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
- （イ）避難訓練のほか、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認等の訓練を行う。
- （ウ）厚木市が実施する防災訓練に参加周知等の協力をする。

（2）発災後の対策

ア 自然災害応急対策の実施可否の確認

- （ア）自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - a 当所会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導
 - b 当所会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。
- （イ）当所建物や事務所内の損壊による2次被害（人への落下物の衝突等）の防止を図る。
見回りの役割分担の明確化
- （ウ）（ア）の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否報告を行う。
- （エ）職員、当所会頭・副会頭の安否確認並びに会館の被害状況について、県連を経由して県に報告する。
- （オ）事態が沈静化した後、順次役員並びに会員の安否確認を行う。
会員の安否確認後は、被害状況について県連を経由して県に報告する。

イ 自然災害応急対策の方針決定

- （ア）危機のランクに応じ、「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし、職員自身が命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- （イ）自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤することが出来ないため、当所会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩及び自転車等にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。

(ウ) 被害状況によって、可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、厚木市と情報を共有する。

「職員行動基準」(地震)

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(避難、来館者の避難誘導) ・本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に) ・当所外にいる時は本部長に指示により帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を当所に報告する ・本部長の指示に従い自宅待機する 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(来館者の避難誘導、当所建物の被害状況把握) ・当所に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認) ・当所外にいる時は当所に至急戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を当所に報告する ・家族の安全を確認した後、当所に参集する ・当所に参集後、本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する
B	震度5強の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示により、業務を継続する ・当所外にいる時は本部長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を当所に報告する ・本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する 	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・通常業務を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り当所に出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・相談の受付を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り当所に参集

「職員行動基準」(風水害)

危機のランク	危機の内容 (厚木市に対し発令)	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	警戒レベル5「緊急安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・当所外にいる時は本部長の指示を待たず帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を当所に報告する ・本部長の指示を待たず自宅待機する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・相談の受付を行う ・当所に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認) ・当所外にいる場合、無理に戻らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候回復まで自宅待機する ・当所に参集後、本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する
B	警戒レベル4「避難指示」	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(避難、来館者の避難誘導) ・当所外にいる時は本部長の指示により帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示に従い自宅待機する 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(当所建物の被害状況把握) ・当所に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認) ・当所外にいる時は当所に至急戻る 	同上

C	警戒レベル3「高齢者等避難」	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示により、業務を継続する ・本部長の指示により帰宅する（市外から及び公共交通機関で通勤する職員を中心に） ・当所外にいる時は本部長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する 	同上	同上
D	警戒レベル1「早期注意情報」～警戒レベル2「大雨・洪水・高潮注意報」	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務を行う ・会館の風水害対策、テナント・貸会議室利用者への注意喚起を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則出勤する。警戒レベルが上がる場合に注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の出勤・帰宅、会館の風水害対策について検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

ウ 新型インフルエンザ等感染症発生時の応急対策

(ア) リモートワークの導入

感染拡大を防ぐため、可能な限りリモートワークを導入し、職員が自宅や安全な場所から業務を継続できる体制を確立する。

(イ) 交代勤務やシフト制の導入

職場内感染を抑えるため交代勤務やシフト制を導入し、感染する機会の最小化を図る。

(ウ) 感染拡大防止策の徹底

換気や手洗い、マスク着用の徹底、定期的な消毒、社内でのソーシャルディスタンスの確保などの感染拡大防止策を徹底する。

(エ) 業務の優先順位付けと適切な配分

重要な業務を優先し、必要な場合は業務の一部を一時停止し、人員や経営資源を必要な業務に集中させる。

(オ) コミュニケーションの確保

職員間や職場内のコミュニケーションを維持するため、オンラインツールやビデオ会議などを活用し、情報共有や情報伝達を円滑に行う。

(カ) 緊急事態対応班の設置

感染拡大時の迅速な対応を確保するために、緊急事態対応班を設置し、情報収集・分析、意思決定、対応策等を担当する。

(キ) ステークホルダー（利害関係者）への適切な情報提供

職員や会員事業所、取引先や行政機関などの利害関係者に対し、感染症の状況や対応策について適切な情報提供を行う。

(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

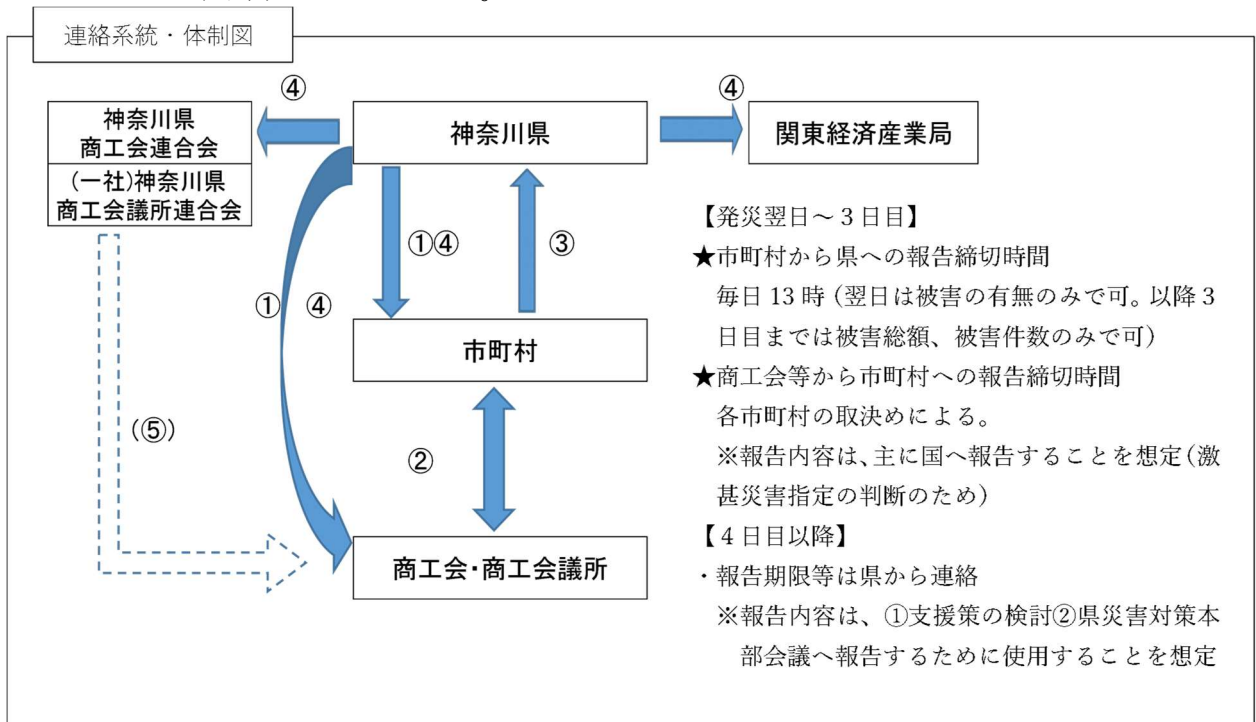
当所は巡回訪問を通し、会員等小規模事業者と密接に関わりのある地域唯一の組織である。

このため自然災害発災時には、厚木市や関係機関から頼られるべき組織として認識され、当所は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

については、事務局の役割を以下のように定めている。

- 事務局責任者が即座に会頭、副会頭に連絡する。
- 対策本部を設置する。
- 厚木市や県連との連携役を担い、連絡の窓口となる。
- 会員からの要望を取りまとめる。
- 会員からの問い合わせに対応する。
- 会員等小規模事業者の被害状況を把握し、県・厚木市や県連に報告する。

- ①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要が生じた場合（以下の3を参照）、県（中小企業支援課）は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に対して、市町村へ報告依頼をした旨を連絡する。
- ②市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。（ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。）
- ④県（中小企業支援課）は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
- ⑤神奈川県商工会連合会・（一社）神奈川県商工会議所連合会は、とりまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。



被害情報の把握が必要な場合（県の災害対策本部（第1次本部体制）設置基準）

災害対策本部（第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1) 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ア 会員等小規模事業者からの相談や支援業務（金融、労務、税務）を最優先とする。
- イ 職員や当所会館の安全が確認された時点で、速やかに相談窓口を開設する。
- ウ 会員等小規模事業者の被害状況及び新型インフルエンザ等感染症の感染状況を確認し必要な対応を図る。
- エ 国や県又は厚木市の被災事業者施策及び新型インフルエンザ等感染施策について会員に周知する。

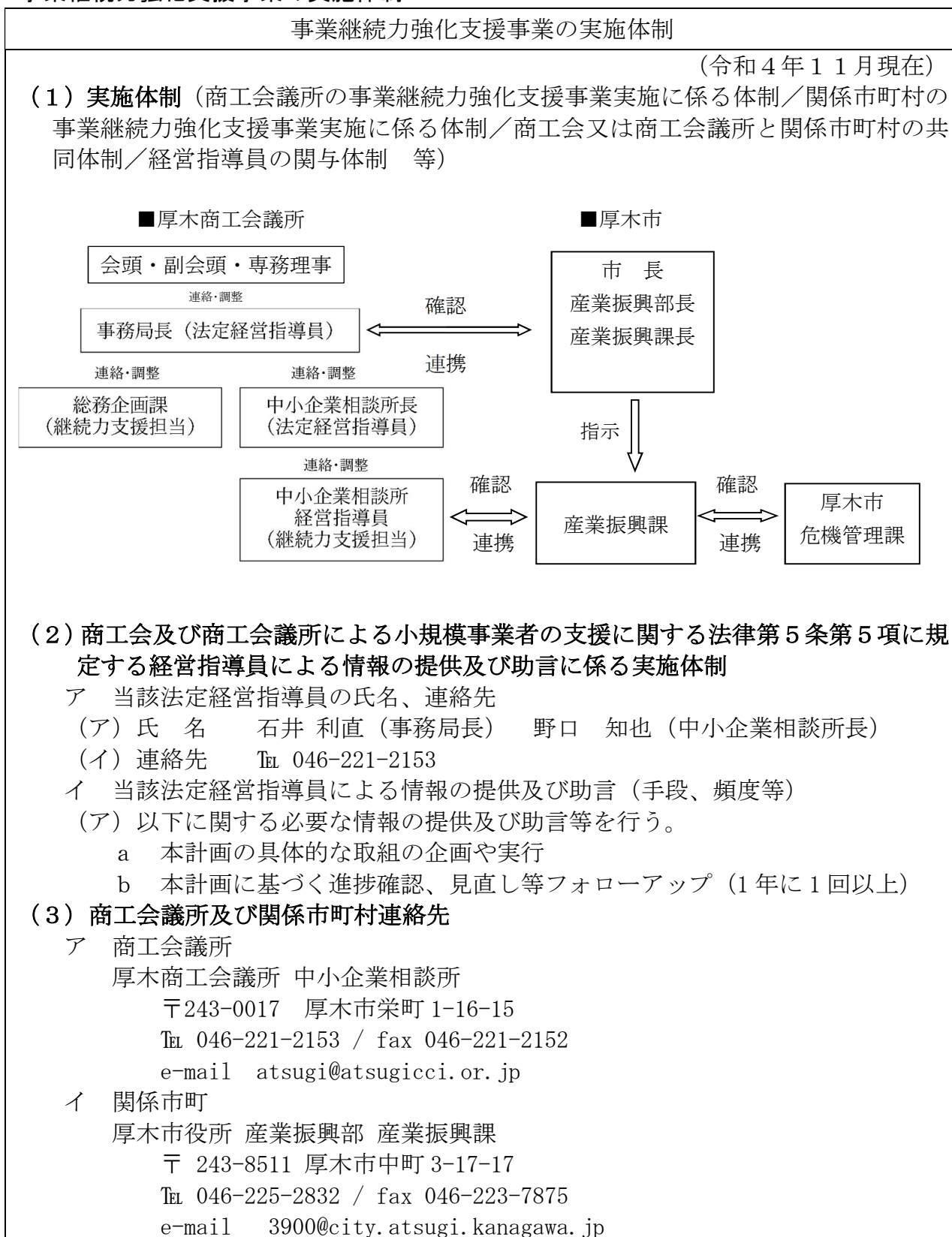
(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ア 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災又は新型インフルエンザ等感染症リスクに直面した会員等小規模事業者に対して支援を行う。
- イ 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を関係機関に相談する。

(6) その他、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・窓口相談実施費	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。